

平成14年度 中小企業組合検定試験

問題と解答(9) 組合会計 ②

全国中小企業団体中央会

第3問

(問1)

次に掲げた文章は、組合に関する税法上の取扱いを述べたものである。文中の の中に当てはまる語句を、解答用紙の解答欄に記入しなさい。

- (1) 役員賞与は、原則として損金不算入であるが、イ
としての職務を有する役員の賞与は、使用人の職務に対するものとして相当な金額の範囲において、ロ使用人に対する賞与の支給時期に支給することを条件に損金に算入する。- (2) 組合の設立、代表理事の変更、出資金額の変更等、当該組合の根拠法に基づく登記の登録免許税はハであるが、土地、建物の所有権移転の登記の登録免許税はニである。
- (3) 消費税法上、金融事業の貸付金の利子は、利子に対価とする貸付金の貸付けとし、ホとなる。

(問2)

下記事項により、A協同組合の法人税及び道府県民税の税務申告に関し、解答用紙に指定する事項を解答欄に記入しなさい。なお、A協同組合は設立以来青色申告を行っている。

- (1) 当期は、平成13年度(平成13年4月1日から平成14年3月31日まで)の事業年度とする。

- (2) 損益計算書の税引前当期利益は、1,460,000円である。
ただし、税務調整事項は、(3)、(4)及び(5)の事項に限られる。
- (3) 当期の預金利子に係る所得税額は30,000円で、その全額が法人税額から控除できる。
- (4) 当期の預金利子に係る道府県民税利子割額は10,000円で、その全額が道府県民税法人税割額から控除できる。
- (5) 当期の剰余金処分による利用分量配当は100,000円である。
- (6) 法人税の税率は22%とする。
- (7) 道府県民税法人税割の税率は5%とする。

〔解答〕

第3問

(問1)

イ	ロ	ハ	ニ	ホ
使用人	他の	非課税	課税	非課税

(問2)

(単位 円)

法人税額		道府県民税法人税割額	
所得金額	1,400,000	課税標準となる法人税額	308,000
法人税額	308,000	道府県民税法人税割額	15,400
控除する所得税額	30,000	利子割額の控除	10,000
納付すべき法人税額	278,000	納付すべき道府県民税法人税割額	5,400

(以下、次号)